

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	平成23年度松くい虫防除事業（単県・特別伐倒駆除・破砕）
業務場所	米子市夜見町ほか
業務内容	松くい虫による被害木（枯れ松）を対象に伐倒し、破砕等を行う。 対象事業量 350立方メートル ※詳細については、別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

配置技術者	<p>次の各号のいずれかに該当する者であって、入札者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にあるもの（その役員を含む。）を、本件業務の現場代理人又は専門技術者として、その履行期間中配置することができること。</p> <p>(1) 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）</p> <p>(2) 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）</p> <p>(3) 林業技士（社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）</p> <p>(4) 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士として、林業労働力確保支援センター（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の林業労働力確保支援センターをいう。）又は鳥取県の認定を受けた者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、専門的な指導監督を含む森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者</p>
住所要件	平成23年10月1日現在で、鳥取県内に、本店、支店、営業所又は事業所があること。
指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
他の入札者との関係	他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。 (1) いずれかの入札者又はその代表取締役若しくは代表理事が他の入札者の議決権保有者（その入札者の総株主、総社員又は組合員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係 (2) いずれかの入札者（その代表取締役又は代表理事を含む。以下この号において同じ。）と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係 (3) いずれかの入札者の代表取締役又は代表理事（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役又は代表理事を兼ねている関係 (4) 前3号に掲げる関係に準ずる関係
その他	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部入札契約課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※ 質問事項を記載した書面(別記様式3号)をファクシミリで送付のこと。
受付期間	平成23年10月20日(木)から同年11月8日(火)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込の期限等

申込期限	平成23年11月8日(火)午後5時
申込場所	〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5364
提出書類	次の書類を、記載要領に基づき各1部を提出のこと。 (1) 入札参加申込書(様式第1号)

	<p>(2) 配置技術者調書 (様式第2号)</p> <p>※ 提出書類様式電子データ (ワード形式) の希望者は、総務部入札契約課 (k e i y a k u @ y o n a g o - c i t y . j p) まで、電子メールにて、業務名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。</p>
--	--

5 入札日等

入札日	平成23年11月15日 (火) 午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	<p>入札書、委任状及び辞退届の書式は、米子市ホームページ掲載の「委託」分を使用のこと。</p> <p>※ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状 (受任者の意思が明確であるものに限る。) を提出のこと。</p>
その他	<p>(1) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。</p> <p>(2) 入札者が1者であっても、入札は執行するものとする。</p> <p>(3) 郵送又は電送による入札は、認めない。</p> <p>(4) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。</p> <p>(5) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効とする。</p>

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課 (電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368) とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則 (平成17年米子市規則第43号) 及び米子市会計規則 (平成17年米子市規則第44号) に定める規定に基づき執行する。

仕 様 書

1 事前措置

事業に従事する作業員は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得したものとす。

2 伐倒措置

(1) 被害木（マツノマダラカミキリが付着しているマツ）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこと。

※ 葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化が見られるマツにあつては、必ず樹皮を剥皮してヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを確認すること。ヤニが流失しない場合は、被害木として伐倒措置を行うこと。（写真による記録を行うこと。）

(2) 9月、10月と順次枯れが進んでいった順を優先して伐倒措置を行うこと。

(3) 伐倒した被害木は、末口6センチメートル以上、長さ2メートル以上に採材すること。

(4) チェーンソーオイルについては植物性（生分解性）のものを使用すること。また、使用状況のわかる資料（写真、伝票等）を整理すること。

3 破碎措置

2の(3)の実施の際に発生する末木枝条は、周辺環境に配慮しつつ、移動式チップパーにより破碎後の木片の厚さが15ミリメートル以下となるように破碎し、林内に約10センチメートルの厚さで均一に散布すること。
なお、破碎漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

4 チップ工場への搬入

(1) 原則として、県内のチップ工場に搬入すること。

(2) 破碎の実施

ア 破碎（チップ化）は、マツノマダラカミキリ羽化脱出期までに破碎後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあつては、15ミリメートル）以下となるように破碎する工場に搬入すること。

イ チップ工場に被害材が引き取られた時、又は持ち込んだ時は、その数量等を証明する証をその都度整備しておくこと。

(3) 受注者はチップ工場が平成24年3月23日までに破碎を完了することができるよう平成24年3月中旬頃までに搬入すること。

5 駆除済みの証

受注者は、駆除措置が終了した被害木の伐根に一連番号をナンバーテープ

等を使用して明示すること。

6 駆除野帳

(1) 受注者は、根元直径、幹材積、全木材積等を記載した駆除野帳を甲に提出すること。

(2) 全木材積は、幹材積の1.2倍とすること。

7 写真記録

(1) 受注者は、全木材積1 m³当たり2～3枚程度の記録写真を撮影し、管理資料を作成し、甲に提出すること。

(2) 葉色の変化した松を駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状を撮影しておくこと。

8 業務履行期限 平成24年3月23日

9 参考積算内訳 別紙

様式第 1 号

入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

私は、平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日に実施される平成 2 3 年度松くい虫防除事業（単県・特別伐倒駆除・破砕）に係る条件付一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

㊞

担当者名・電話番号

配置技術者調書

入札参加申込者 _____

入札参加資格条件を満たす配置予定技術者は、次のとおりです。

区分	現場代理人・専門技術者 ※いずれかに○
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
該当要件	※いずれかに○ <ul style="list-style-type: none">・技術士・林業普及指導員・林業技士・基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士・専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
要件確認資料	別添資格証等（写）のとおりに

様式第3号

質 問 書

平成22年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所
商号及び名称
代表者職氏名 _____ 印

担 当 者 名 _____
電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 平成23年度松くい虫防除事業（単県・特別伐倒駆除・破砕）

番号	質問内容